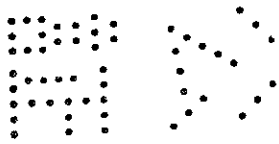


原本

一般社団法人日本ビーチテニス協会

定款



定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本ビーチテニス協会と称し、英語では Japan Beach Tennis Association と表示する。

(目 的)

第2条 当法人は、我が国におけるビーチテニス界を統轄し、代表する団体として、ビーチテニス競技の普及、振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 全日本ビーチテニス選手権及びその他のビーチテニス競技会の開催並びに国内で開催されるビーチテニス競技会の後援又は公認
- (2) ビーチテニスに関する国際競技会を開催し、又は国際競技会への代表者の選考及び派遣並びに外国からの選手等の招聘
- (3) ビーチテニスに関する公認指導員及び審判員の養成並びに資格認定
- (4) ビーチテニスの競技力向上
- (5) ビーチテニスに関する用具及び施設の検定並びに公認
- (6) ビーチテニス施設の管理運営
- (7) ビーチテニス競技の普及及び振興
- (8) ビーチテニス競技の調査及び研究
- (9) ビーチテニス競技に関する講習会の開催
- (10) ビーチテニス競技に関する競技規則の制定
- (11) ビーチテニス競技に関する資料の収集、保存及び機関紙その他刊行物の発行
- (12) 財団法人日本体育協会及び財団法人日本オリンピック委員会に対し国内ビーチテニス界を代表して加盟すること
- (13) 国際テニス連盟及びヨーロッパ・アジア・アメリカのビーチテニス連盟に対し、日本ビーチテニス界を代表して加盟すること
- (14) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第4条 当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

(公告の方法)

第5条 当法人の公告の方法は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告により公告をすることができない場合、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社 員

(入 社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事の承認を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第7条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 除名されたとき

(退 社)

第8条 社員は、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

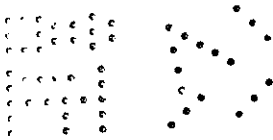
(除 名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、もしくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

第3章 社員総会

(社員総会)

第10条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社



員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(開催地)

第11条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第12条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

3 前項の規定にかかわらず、社員総会は、社員全員の同意があるときは、法令に別段の定めがある場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故あるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項の社員総会の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(社員総会の決議の省略)

第15条 社員総会の目的たる事項について、理事又は社員から提案があつた場合において、その提案に社員の全員が、書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(議決権)

第16条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(員数)

第18条 当法人の理事は2名以上5名までとする。

(選任等)

第19条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。

3 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事)

第21条 当法人は、代表理事1名を置き、社員総会の決議により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

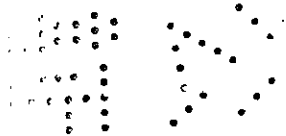
(報酬)

第22条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第23条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

- 
- (3) 当法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第5章 顧問

(顧問)

- 第24条 当法人には、顧問を若干名置くことができる。
- 2 顧問は、理事の推薦により代表理事が委嘱する。
 - 3 顧問は、重要な事項について、代表理事の諮問に応じ意見を述べることができる。

第6章 基金

(基金の拠出)

- 第25条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に定める基金の拠出を求めることができる。

(基金の募集)

- 第26条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定する。

(基金の拠出者の権利)

- 第27条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

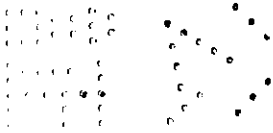
(基金の返還手続)

- 第28条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第7章 計算

(事業年度)

- 第29条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。



第8章 附 則

(最初の事業年度)

第30条 当法人の最初の事業年度は、当法人の設立日から平成20年12月31日までとする。

(設立時の理事及び代表理事)

第31条 当法人の設立時理事及び代表理事は、次のとおりである。

| | |
|---------|---------|
| 設立時理事 | 山 田 恵津子 |
| 設立時理事 | 山 田 眞 幹 |
| 設立時代表理事 | 山 田 眞 幹 |

(設立時の社員の氏名及び住所)

第32条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

| |
|-------------------|
| 東京都渋谷区神宮前五丁目2番19号 |
| 山 田 恵津子 |
| 東京都渋谷区神宮前五丁目2番19号 |
| 山 田 眞 幹 |

(法令の準拠)

第33条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人日本ビーチテニス協会設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成20年12月 17日

設立時社員 山 田 恵津子 

設立時社員 山 田 眞 幹 